

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3729808号
(P3729808)

(45) 発行日 平成17年12月21日(2005.12.21)

(24) 登録日 平成17年10月14日(2005.10.14)

(51) Int. Cl.⁷

F I

A 6 3 H 33/00

A 6 3 H 33/00

Z

B 6 2 B 9/26

B 6 2 B 9/26

請求項の数 7 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2002-511846 (P2002-511846)	(73) 特許権者	502421712
(86) (22) 出願日	平成13年5月31日 (2001.5.31)		タイニイ・ラブ・リミテッド
(65) 公表番号	特表2004-503348 (P2004-503348A)		イスラエル・69548テルーアビブ・ピ ンヤミンメトウデラストリート17
(43) 公表日	平成16年2月5日 (2004.2.5)	(74) 代理人	100060782
(86) 国際出願番号	PCT/IL2001/000503		弁理士 小田島 平吉
(87) 国際公開番号	W02002/005917	(72) 発明者	オレン, ショシヤナ
(87) 国際公開日	平成14年1月24日 (2002.1.24)		イスラエル・46448ヘルツリア・イエ フダハナシストリート35
審査請求日	平成15年2月25日 (2003.2.25)	(72) 発明者	ゴロス, ロニ
(31) 優先権主張番号	137344		イスラエル・55022キルヤトオノ・シ ムチャホルツベルクストリート6
(32) 優先日	平成12年7月18日 (2000.7.18)	(72) 発明者	ウエイスマン, ザフリラ
(33) 優先権主張国	イスラエル(IL)		イスラエル・55278キリアトオノ・ハ ハガナストリート22

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ベビーカーの椅子に取り付け得る遊びアーチ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

間隔を開けられた側部を有し小さな子供によって占められるベビーカーの椅子に取り付けることができ、これらからぶら下がっていかつ椅子を占めている子供がいじることができる遊具片を連結するための取付具を有する遊びアーチであって、

(a) 椅子の側部の間の距離よりも大きい長さを有する弾力のあるプラスチック材料の長いストリップであって、横断方向及び長手方向に曲がり得るストリップと、

(b) ストリップをアーチ状の曲率にさせるように椅子の両側にストリップを着脱可能に連結するためのストリップのどちらか端部の連結具と、

(c) 該アーチから該遊具片を吊るす手段とを具備し、

ストリップの両側が、一連のローブを定めるようにサイン曲線状の輪郭にされ、両側のローブが、曲げ得る結合点により互いに連結された曲げ得ないセグメントを形成するように内向きに湾曲している

ことを特徴とする遊びアーチ。

【請求項2】

ストリップが椅子の両側に取り付けられ、ストリップは、そのセグメントがアーチの曲率に従うように角度が付けられるような長さである請求項1に記載の遊びアーチ。

【請求項3】

ストリップが可撓性シース内に受け入れられる請求項1に記載の遊びアーチ。

【請求項4】

10

20

アーチが布スリーブ内に受け入れられる請求項 1 に記載の遊びアーチ。

【請求項 5】

アーチが、アーチのそれぞれの端部間を伸びている軸線まわりに傾け得る方法で各連結具と関節式につながれる請求項 1 に記載の遊びアーチ。

【請求項 6】

前記アーチが、これからぶら下がっている遊具片（19、20、21）であって、かつ椅子を占めている子供がいじることのできる遊具片をこれに連結するためのアタッチメントを備える請求項 1 に記載の遊びアーチ。

【請求項 7】

アーチ（A）が、アーチの端部間を伸びている中心線まわりに折られ、前記中心線が対称線を定めている請求項 1 に記載の遊びアーチ。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

[発明の分野]

本発明は、一般にベビーカーの椅子に横になっている又は座っている小児を楽しませるために遊具片を吊り下げるベビーカー用アタッチメントに関し、より特別には、椅子の両側に固定できるようにされたアーチ形式のアタッチメントに関する。このアタッチメントは、以下、この明細書及び特許請求の範囲において集合的に「ベビーカー」と呼ばれる座席、ベビーベッドなどとの使用にも適している。

【0002】

20

[発明の背景]

ベビーカーは小児を座らせるための（横にすることもできる）車輪付きの座席として機能するように設計された押すことができる折畳み式の乗り物である。ベビーカー内に座らせられ又は横になっている幼児は、買い物をしている両親によりベビーカーが押されているときのような長い間、その中に留まるように強いられることがある。

【0003】

ベビーカーの中に座っている子供又は横になっている子供が、数分間以上、静かに座っていることは期待できず、子供には遊びが必要である。当然、子供は遊びに対する衝動を有し、遊びは子供の発達に不可欠である。子供が基本的な熟練を獲得するのは遊びを通してである。

30

【0004】

ベビーカーにおいて遊びに対する子供の要求を満足させるには、このために横棒アタッチメントを提供し、ベビーカー内に座らせられた子供が接近できるように、何かの遊具片をこのアタッチメントに取り付けることが知られる。そこで、子供は、ベビーカーが押されているとき、この遊具片を手に取り又はその他で遊ぶことができる。しかし、遊具片は横棒に連結されているため、子供はこれをベビーカーの外に投げることはできない。ベビーカーのアタッチメントは時々使用するために意図されたものでありこれを永久的に取り付けることはできず、従ってベビーカーに対して、或いは子供を収容する別のもの、例えばベビーベッドなどに対して着脱自在でなければならない。例えば、US 3978号、US 1265682号、又はUS 2402861号に説明されたようなアタッチメントの設けられたベビーカーが知られる。現存のアタッチメントの一つの欠点は、ベビーカーへの着脱が難しいことである。別の欠点は、アタッチメントが、これに支持された遊具に安定な支持を提供しないことである。更に、現存のアタッチメントは、これに連結された遊具片を、別の遊具片と容易に交換することができない。更に、ベビーカーを折り畳んだとき、アタッチメントを取り外し、次にこれを再び取り付けることが必要である。ベビーカーのアタッチメントに対する子供の興味を保つために、子供が最初の遊具片に飽きたとき、これを別の特徴を持った遊具片と交換し、これにより玩具についての子供の興味を再び新たにすることが望ましい。

40

【0005】

[発明の概要]

50

以上の観点から、本発明の主な目的は、椅子又はその他の子供収容用装置内に座らせられた小さい子を楽しませるために遊具片が吊るされ又は関節式につなげられたベビーカー椅子用の安定したアタッチメントであって、椅子への着脱が難しくないように椅子の両側に容易に着脱できるアタッチメントを提供することである。

【0006】

本発明の重要な特徴は、遊具片がアタッチメントに引っかけられ、このため容易に交換できることである。

【0007】

より特別には、本発明の目的は、遊びアーチの端部をベビーカーの椅子の両側上に把持でき、これによりアーチがベビーカー内に座らせられた子供の上方を覆う遊びアーチ形式の上述のアタッチメントを提供することである。

10

【0008】

本発明のなご別の目的は、異なった幅の椅子を有するベビーカーに設置し得るベビーカー用遊びアーチを提供することである。遊びアーチの特有の設計は、アーチを外す必要なしにベビーカーを折り畳み得るような設計である。

【0009】

本発明の目的は、アーチが弾性プラスチック材料の成型された長いストリップにより構成され、このため比較的 low 費用で量産できる遊びアーチを提供することである。

【0010】

簡単に言えば、これらの目的は、小さい子供により占められるベビーカーの椅子に取り付け可能な遊びアーチにおいて達成される。ベビーカーに子供が乗せられたとき、子供を楽しませる遊具片が、遊びアーチからぶら下げられる。アーチは、弾性プラスチック材料の長いストリップにより形成され、その両側は一連のローブを定めるようにサイン曲線状の輪郭にされ、そしてこのストリップの両側のローブは、曲がり得る活ヒンジにより互いに連結された曲がり得ないセグメントを作るように内向きに曲げられる。ストリップの長さは椅子の幅よりも長く、これによりストリップの両端が椅子の両側にクランプされたとき、ストリップはアーチになるように弓状にされる。

20

【0011】

特別な一実施例により、アーチは、適切なクランプにより椅子に関節式に取り付けられる。アーチは適切な固定機構により前後に傾けること又は中間位置に固定することができる。

30

【0012】

[発明の詳細な記述]

本発明並びにその目的及び特徴をより良く理解するために、付属図面を参照する。

【0013】

図1及び2を参照すれば、これには、一般に文字Aで示される本発明による遊びアーチが示される。アーチAは、一般に文字Sにより示されるベビーカーの椅子に設置される。

【0014】

ベビーカーSは、1対の前輪11と1対の後輪12との上に取り付けられた椅子10を備える。椅子10には、垂直の側面14及び15により両側を高くされた座席13が設けられる。ベビーカーはハンドル棒16の手段により押される。ベビーカーAは図式的に示され、市場で入手可能な適宜のベビーカーを表し、その椅子は側部アーム又は垂直壁を有し、この上にアタッチメントを取り付けることができる。

40

【0015】

必須ではないが好ましくは、アーチは、その両端間を伸びている軸線まわりの希望の角度を得られるように、クランプ17及び18に関して傾けることができる。この方法で、アーチを子供の近くに又は遠くに設定することができる。

【0016】

アーチAのそれぞれの端部に、指操作式のバネ圧型クランプ17及び18が取り付けられ、これらのジョーは通常は閉じられる。椅子の両側14及び15にアーチAを着脱させる

50

のは簡単なことである。扱いは、ジョーがベビーカーの椅子の側面上にクランプできるように、ジョーを広げるためにその指でクランプジョーの操作用タブを強く押すだけである

アーチ A から、3 個の異なる遊具片 19、20 及び 21 がぶら下がる。これらのぶら下がっている片は、ベビーカーが押されたとき、又は子供が触ったとき自由に揺れ、片の得られたこの動揺が子供を喜ばすように作用する。片 19 の形は、飛んでいる想像上の虫の形であり、揺れたとき、飛んでいるように見える。片 21 は、乗員の駕籠を吊るして飛んでいる気球に似ている。空飛ぶ円盤に似た片 21 は、揺れたとき、飛んでいるように見える。実際には、アーチに 3 個以上の遊具片を設けることができる。明白でありかつそれ自体知られているように、子供を刺激させこれに牽かれるようにするためには、多種の形状及び色彩が有用である。

10

【0017】

図 3 A 及び 3 B に示されるように、アーチ A は、PVC、ポリプロピレン、又はポリエチレンのような弾力のある合成プラスチック材料から成型された長いストリップ 22 により形成される。一つの特別な例によれば、長いストリップ 22 は、ポリプロピレンのシート又はボードから切り出される。このストリップの両端には穴 23 及び 24 があり、これらの中にボルトを差し込んで、これにクランプ 17 及び 18 が固定される。

【0018】

ストリップ 22 の両側の長い側面はサイン曲線状の輪郭にされ、各側に一連のローブを定める。ローブ L1、L2、L3、L4 及び L5 が一方の側に形成され、また L11、L21、L31、L41 及び L51 はストリップの反対側に形成される。

20

【0019】

長いストリップの両側の一連のローブは、曲げ得ないセグメント G を形成するように内向きに曲げられる。これらセグメントは、可撓性プラスチック材料で形成されるが、セグメントの湾曲したローブは、曲げに抵抗する曲げ得ないビームを作る。ストリップに沿った一連の曲げ得ないセグメント G は、活ヒンジとして作用する可撓性の結合点 J により互いに連結される。ストリップ 22 には、破線で示された内部の折れ線が形成される。

【0020】

長いストリップ 22 の長さは、このストリップを固定すべきベビーカー椅子の側面 14 と 15 との間の距離より長い。従って、ストリップが椅子の両側に固定されると、これは曲げられて一緒にヒンジ連結されたアーチの曲線となるように弓形に曲げられ、曲がり得ないセグメントがこの曲線に従うことを許す。ストリップがアーチにされるとき、セグメントは折り線に沿って折れる。

30

【0021】

すべてのベビーカーが同じ幅の椅子を持つわけではない。このため、長いストリップの長さは、幾分か幅の異なる椅子を有するベビーカーに適切なアーチを作るに十分に大きくなければならない。ベビーカー椅子の幅が大きくなると、与えられた長さについて得られるアーチ半径が小さくなることは明らかである。

【0022】

アーチの構造は、これに加えられる負荷力によく耐えるようなものである。本発明による遊びアーチは、相互にヒンジ連結された曲がり得ないプラスチックセグメントにより作られ、これらセグメントは通常のアーチの固体部材と機能的に同等である。従って、この遊びアーチは安定であり、負荷力に耐え、そして、もし子供が遊びアーチを掴んでこれを外すように引いたとしても変形しないであろう。一方では、この構造は多少の可撓性を提供し、子供がアーチの上に落ちた場合の障害の危険を減らすであろう。

40

【0023】

遊びアーチの構造的な長所とは別に、遊具片について劇場の舞台を模擬することがある。劇場において、役者は前舞台アーチを有する舞台上に現れる。本発明による遊びアーチは、事実上、アーチからぶら下がっている遊具片の見える舞台上のアーチである。

【0024】

50

図2に最もよく見られるように、アイピン26がアーチのセグメントGに取り付けられこれから下向きにぶら下がり、これに遊具片を引っかけることができる。各遊具片には、上向きに伸びているフック27が設けられ、このフックをアイピン上に引っかけることができる。遊具片がこのように引っかけられると、これがアーチからぶら下がって自由に揺れ動く。ベビーカーの運動が、遊びアーチを揺り動かして生気を与え、これによりベビーカーに座らせられた子供を楽しませる。しかし、子供は遊具片を単に観る以上のことができ、片を叩き又はいじることもできる。

【0025】

遊具片は遊びアーチ上に引っかけられているだけであるため、子供の興味を持続させるために容易に交換することができる。そこで、飛ぶように動く種々の物体を示している図1に示される遊具片は、それ自体知られているように形と色とを子供の年齢に合わせることもできる猿、ライオン、及び猫のようなミニチュア動物と交換することができる。

10

【0026】

本発明の好ましい実施例が示されたが、本発明の精神から離れることなく、これに多くの変化及び変更をなし得ることを理解すべきである。例えば、遊びアーチは、図示されないが、洗濯のために取り外し得る布のような柔らかかつ色彩豊かな材料の柔軟なシース部材内に受け入れることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明による遊びアーチが設置された椅子がある通常のベビーカーの斜視図である。

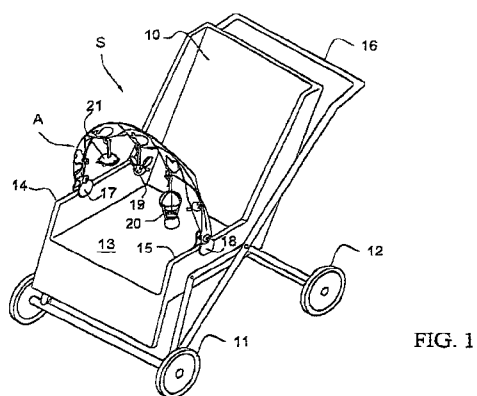
20

【図2】 玩具要素を吊り下げる遊びアーチを分離して示す。

【図3A】 アーチ形成用の長いプラスチックストリップの平面図である。

【図3B】 遊びアーチを形成するために湾曲状態にあるストリップを示す。

【図1】



【図3A】

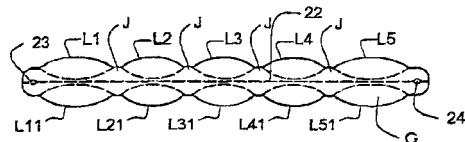


FIG. 3A

【図3B】

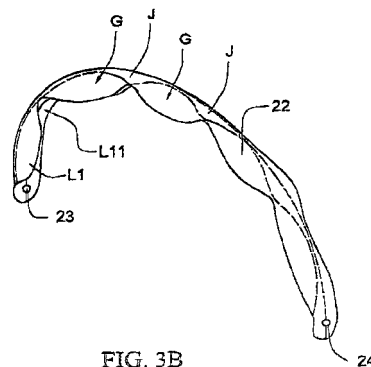


FIG. 3B

【図2】

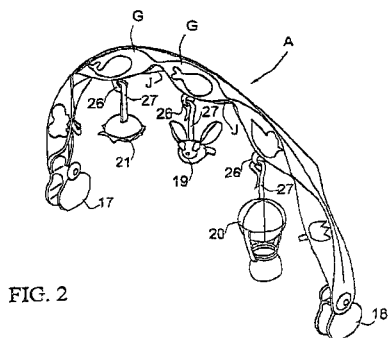


FIG. 2

フロントページの続き

審査官 松川 直樹

- (56)参考文献 特開昭61-185287(JP,A)
登録実用新案第3051674(JP,U)
実開昭58-188099(JP,U)
特開2000-179627(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

A63H 33/00

B62B 9/26